

2025 年度強化指定選手選考規程

一般社団法人日本パラバドミントン連盟
強化委員会

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本パラバドミントン連盟（以下、本連盟という）の強化指定選手選考基準を明確で、透明性のあるものにすることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、本連盟の会員に適用する。

(選考基準)

第 3 条 選考に当たっては、**BWF** パラバドミントンクラシフィケーションマスターリスト登録者及び登録予定者で、パラリンピックでのメダル獲得を主眼とし、以下の条件を満たしたものの。

(選考条件)

第 4 条 選考に当たっては以下を条件とし、強化指定選手の認定は強化委員会内において、厳正に審査し決定する。

- 1) 第 10 回日本障がい者バドミントン選手権大会登録したものの。
- 2) 連盟の指定する強化事業すべてに自己負担にて参加できるものの。
- 3) 強化指定選手として礼節と規律を遵守し、日本代表となり得るものの。
- 4) チームの方針を理解し、活動できるものの。
- 5) 2028 年ロサンゼルスパラリンピックにおいて入賞可能と判断されたものの。

(選考方法)

第 5 条

- 1) 第 10 回日本障がい者バドミントン選手権において以下種目での優勝者
 - ① WH1 女子シングルス
 - ② WH2 男子シングルス
- 2) 国際大会及び国内大会において将来性、フィジカル、適正等を総合的に評価されたもので、強化委員会の推薦を受け、理事会の承認を受け

たもの。

- 3) クラス強化と国際競争力維持のために選出されたもので、強化委員会の推薦を受け、理事会の承認を受けたもの。

(認定期間)

第6条 強化指定選手の認定期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までとする。

(強化指定選手の発表及び通知)

第7条 強化指定選手の発表及び通知は、以下の通りとする。

- 1) 本連盟のホームページ上での発表
- 2) 認定者への電子的な認定通知書の通知

(強化指定選手の途中選考)

第8条 年度途中において、強化委員会が推薦し、理事会の承認により、強化指定選手の追加が出来るものとする。尚、追加の際は、別途、選考基準、選考方法を設けるものとする。

(不服申立)

第9条 選手選考に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

附則

1. この規程は、2024年12月1日から施行する。